



ゆうメール

差出人/返還先  
**(株)PJ☆(株)仙台メール**  
 〒983-0034  
 仙台市宮城野区扇町3丁目11-10

この郵便物は当社が御依頼人様からお預かりし、代行発送しております。

# 無料 確定申告 直前 税金相談会

2月	16日	(日)	13:00~16:00
	17日	(月)	16:00~19:00
	23日	(日)	13:00~16:00
	24日	(月)	16:00~19:00
3月	2日	(日)	13:00~16:00
	3日	(月)	16:00~19:00

- 税金のほか、建設業許可、労働保険、経営相談にも応じます。
- 事前の予約をお願いします。  
● ● ●

会場は  
**仙台民主商工会**  
 仙台市青葉区台原3丁目 18-6  
(仙台北郵便局北となり、**大きい看板**が目印です) 駐車場あり

## 決算・申告にムダな経費を掛けていませんか？

### 民商といえば税金

● 申告は安全・安心で経費も削減できる民商へ

「自分で記帳決算をできるようになりたい」。民商では、パソコン会計など一人ひとりにあったアドバイスで、個人の確定申告、小法人の記帳や決算・申告まで、どんな状況でも専門家に頼らず自分でできるようになります。自分でやれば、経費の削減にもなります。青色・白色・小法人の申告で困ったら気軽に民商に相談ください。



### 確定申告の準備はお済みですか？

● 申告や税金・くらしの相談は民商へ

「消費税や税金の申告が不安」「青色申告、確定申告のアドバイスをして欲しい」。民商には税金に関する相談が数多く寄せられています。税金・営業・融資・法律・くらしのことなど、中小業者のみなさんの相談事を、数多く解決してきました。生活費に食い込む国保料や地方税の負担軽減に、減免や分納の交渉もおこなっています。

民商のパソコン会計でこんなに節税!

白色申告	青色申告65万円控除を受けた場合
所得税 9万円	所得税 6万円
市県民税 20万円	市県民税 13万円
国保 36万円	国保 30万円
合計 65万円	合計 49万円

※所得300万円。夫婦と子ども1人で計算

税金のことは 頼りになる **民商へ** ☎ 022-727-6401

「青葉区台原」

# 今年の確定申告

# 民商で

# しっかり対策



「消費税が10%になればつぶれてしまう!」。昨年1月から税務署の権限が強化され、さらに今年1月からは全業者に記帳が「義務化」されました。免税点の廃止まで検討されています。

税金と記帳をめぐる状況が大きく変わる中で、今年の確定申告は今まで以上に重要です。民商でしっかり対策を立て、大事な仕事を守りましょう。

仙台市内

## 税務調査急増中!!

無申告、売上げ増、消費税チェック…など

今年から

## 記帳が「義務」化されました。

全業者が対象に

「義務」ではなく「権利」のために記帳しよう!



十分に対応可能—でも甘くない!

記帳は本来税務署に強制されるものではなく、商売を発展させるために大事なことです。「義務」といっても罰則や不利益はなく、簡易な記帳で十分対応できます。

しかし、税務署は「こんな記帳はダメ」と、おどしてきますが、民商でしっかり対策をすれば大丈夫です。



記帳は楽しい! 経営にもプラス

毎日の記帳は大変。でも民商では領収書整理、エクセル・弥生会計、パソコン教室など豊富なメニューがずらり。記帳で金の流れをつかめば、経費の見直しや資金ぐりにも役立ちます。

## 税務調査のルールが変わりました。

「知らなかった」

「他人まかせ」はNG!

民商でしっかり対策を



「税務調査」主な改正点

- 帳簿書類の「提示・提出」が罰則付で義務
- 修正申告を税務署が勧奨(強要)
- 修正申告や更正決定後も再調査が可能

…など

税務調査の前に「事前通知」をおこなうなど、調査の手続きルールが法律で決められました。これを税務署に守らせることが大切です。

### 事前通知 チェック票

- |   |  |
|---|--|
| <input type="checkbox"/> ① 日時                           | ちゃんと通知されたか <input checked="" type="checkbox"/> を |
| <input type="checkbox"/> ② 場所                           |  |
| <input type="checkbox"/> ③ 調査の目的                        |  |
| <input type="checkbox"/> ④ 調査される税目                      |  |
| <input type="checkbox"/> ⑤ 調査の対象期間                      |  |
| <input type="checkbox"/> ⑥ 調査の対象物件                      |  |
| <input type="checkbox"/> ⑦ 納税者の氏名・住所                    |  |
| <input type="checkbox"/> ⑧ 職員の氏名・所属部署                   |  |
| <input type="checkbox"/> ⑨ 日時・場所を変更する場合                 |  |
| <input type="checkbox"/> ⑩ 他に疑いが出た事項は、改めて通知しなくとも調査できる説明 |  |

税務調査は、強制捜査と違い、あくまで任意調査です。納税者の「理解と協力」が必要です。法律の悪用は許せません。